基本測量の実施 公共測量の終了

土地改良事業の施行同意

選挙管理委員会告示

保安林の指定予定

目

次

告

示

道路の供用開始

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の

道路の区域変更

部改正

出 納管理課)六三〇

同 **道**

路

維

持

) 六二九 (*-)

(可茂農林事務所)六三〇

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し (選挙管理委員会)六三〇

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る

食農

地 計画

課) 六三二

県営土地改良事業の変更計画の決定

公

示

(同同

地 課

六三

六三

三

角

同

第 二 千 百 八 +

七

号

金曜日)

成二十二年十 月

日

平

告

示

岐阜県告示第五百二十号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の

供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田

肇

- - - - 三	- 0.	- - - -	四五九番九地先まで 字南屋敷	号	国道
成成	平成	- O型・O	田三七八番九地先から岐阜市大字下尻毛字鍛冶屋	百五十七]一 i般
か年更	の 期 日	ル	T.	幺	類 <i>(</i>
決(備 定区 又域 はの考	供用開始	· 延 メ I ト 長	<u>X</u>	各 泉 云	D道 重路

岐阜県告示第五百二十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、

平成二十二年十月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

岐 阜 県 公 報

金曜日、 発行

毎週

(休日に当たる)

平成二十二年十月一日

課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐

中「大垣市役所職員等共済会」を

(630)

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古

田

肇

同	高	類 の 種 路 線 名 区
四三七番一地先まで市同 町同 字同	六三番三地先から丹生川町折敷地字井	間
後	前	別前変図
垂·六 □·六	世.四	ル(員類) (メール) トーロ
փ -	•	ル(延) メート ト長
		備
	老	

岐阜県告示第五百二十二号

六十八号) の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から適用する。 岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示 (平成十五年岐阜県告示第二百

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田

肇

「大垣市役所職員等共済会 に改める。

輪之内町

岐阜県告示第五百二十三号

する。 の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古

田

肇

指定を取り消した施設

保安林の所在場所

加茂郡東白川村五加字永畑新田一三九四、一三九五、一三九七

岐阜県選挙管理委員会告示第八十八号

演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しにつ いて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十一条第一項第三号の規定による個人

平成二十二年十月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

市町村名 標 라 瑞穂市牛牧南部コミュニティ センター しどいの 泉プレイル 絔 꺴 9 仂 桮 瑞穗市牛牧 1580 番地 疋 在 书

罪

指定の目的

落石の危険の防止

指定施業要件

 \equiv

- 立木の伐採の方法
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐は択伐による。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

場に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役

選挙管理委員会告示

示

公

県営土地改良事業の変更計画の決定

十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古

田 肇

谷汲地区	施行に係る地区名
揖	縦
斐川	覧
町役	場
場	所
同平成	縦
. =	覧
-0	期
ーまでら	間

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。 第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事 の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を養老町長と協議したいので、同条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田

肇

西八間地区	施行に係る地区名
養	縦
老	覧
町役	場
場	所
同平成	縦
	覧
- 0	期
ー ま で	間

土地改良事業の施行同意

えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において読み替

同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

岐阜県知事

古

田

肇

下	施
呂	行
П	者
市	名
高	施行
畑	に係
地	る 地
X	名
平 成	同
<u></u>	意
•	年
九 :	月
Ξ	日

基本測量の実施

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 国土交通省

平成二十二年十月一日

岐阜県知事 古 田

肇

作業機関

作業種類 国土交通省国土地理院

基本測量 (成果不整合地域における基準点改測)

Ξ 作業期間

平成二十二年十月二十七日から

平成二十三年二月二十五日まで

四 作業地域

瑞穂市、本巣市、安八郡神戸町並びに揖斐郡大野町及び池田町

公共測量の終了

第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があっ たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十二年十月一日

	第2187号	岐	阜	県	公	報		3	平成	22	年 1	0月	1日		(6	32)
717								四			Ξ		=		_	
平成二十二年十月一日発行							各務原市三井町四丁目地内	作業地域	同年八月二十日まで	平成二十二年五月二十六日から	作業期間	公共測量 (用地実測図作成及び基準点測量)	作業種類	東海防衛支局	作業機関	
発 発 行 所 者												測量)				岐阜県知事
歧 岐 岐 阜																古
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号																田
早 目 目 目 日 日 日 日 日 日 日																肇
一 号 庁 県																#
編集																
各務原市テクノプラザー ー																
ブイ・アール・テクノセンター																